

務第530号
令和4年6月10日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

変容する日本社会に対応するための警察運営に向けた取組について（通達）

少子高齢化等の日本社会の変化に適応するための警察運営について、「今後の日本社会の変化に適応する警察運営に向けた取組について」（令和元年7月1日付け務第560号。以下「旧通達」という。）に基づき取り組んできたところ、少子高齢化は今や不可逆的・加速度的に進行しており、今後、我が国の総人口は長期の人口減少過程に入るほか、地方だけでなく都市部においても、高齢化が急速に進行することが見込まれている。

また、サイバー空間の利用を前提とする様々な技術・サービスが登場するなど、第四次産業革命が急速に進展しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とあいまって、社会のデジタル化の流れを加速させ、国民一人一人の行動様式にも変化をもたらしている。

こうした社会の変化は、警察にも無関係なものではない。少子高齢化に伴う空き家や独居高齢者の増加、地理的な制約や年齢を要因とする情報通信技術の利用に係る機会・能力の格差等により、犯罪に対する社会の脆弱性が高まり、新たな治安上の課題を生じさせるおそれがある一方で、就職適齢人口の減少、世代交代に伴う経験豊富な警察官の減少等により、警察においても、現有するマンパワーの中長期的な維持・向上に質的・量的な課題が生じ、従前の運用や体制の維持が困難となることが懸念される。

こうした情勢の中で、警察が執行力を維持しつつ、様々な課題に的確に対処し続けるためには、警察運営の合理化・効率化や第一線における職務執行を支える取組において、職務執行の負担が大きな業務に重点を指向するなど、戦略的なアプローチを強化し、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立することが重要である。

各所属においては、変容する日本社会に対応し、もって県民の期待と信頼に応えるための警察運営に向けて、当面、下記のとおり取り組むこととされたい。

その際、既に実施されている取組についても、その効果や新たな課題を随時把握し、更なる改善を図るなど、不断の見直しに努めることとされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 取り組むべき事項

(1) 警察運営の合理化・効率化

ア 柔軟な組織運営の推進

各地域における人口構造、都市の状況、警察行政に対する県民のニーズ等の変化を的確に把握した上で、部門間の縦割りを排し、警察組織全体の最適化が図られるように留意しつつ、必要な地域・分野への人的・財政的資源の配分の重点化や部門を超えた連携の在り方の見直しを進めるなど、柔軟な組織運営を図ること。

イ 効率的な業務運営の推進

限られた人的・財政的資源の下で最大限の効果を上げるため、職務執行の負担が大きな業務に重点を指向して、従前、制度上又は慣例上処理することが必要であるとされてきた業務を含め、徹底的な見直しを行うとともに、情報管理システムや先端技術等を積極的に活用することなどにより、効率化のための取組を大胆に進めること。

また、不適正な取扱いや合理性・効率性を欠く業務運営を認知した場合には、その制度的要因・背景を分析し、業務の仕組みそのものの見直しを含めた業務運営の改善を図ること。

ウ 関係機関・団体等との連携の推進

警察活動の過程で把握した県民のニーズに対し、関係機関・団体等が協力して的確に対応することができるよう、警察が保有する情報の共有を含む関係機関・団体等との連携を推進すること。

(2) 第一線における職務執行を支える取組

ア 相談・照会体制及びマニュアル等の整備

第一線において即時に事案に対処しなければならない職員の職務執行を支援するため、職員からの相談・照会に直ちに応じる窓口を警察本部に設けるなど、職員のニーズに沿った形で相談・照会体制の整備・拡充を図ること。

また、職員から警察本部に寄せられた相談・照会内容を踏まえてマニュアルの整備・改定をしたり、当該相談・照会内容を検索可能な形で共有したりするなど、現場を支えるサポート体制の充実を図ること。

イ 職員の安全な職務執行及び警察施設のセキュリティの確保

具体的な場面を想定した実戦的な総合訓練の実施、警察装備品の機能の向上、運用態勢の見直し等、安全な職務執行を確保するための取組を進めるとともに、交番を始めとした警察施設のセキュリティの確保を図ること。

ウ 働きやすい職場環境の形成

業務を効率的に推進し、最大限の成果をあげるとの業務運営上の観点だけでなく、就職適齢人口が減少する中で、優秀な人材を獲得し、維持

するとの組織運営上の観点からも、職場環境を個々の職員にとって働きやすいものとするのは極めて重要であることから、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立等により、ワークライフバランスを推進するなど、働きやすい職場環境の形成を図ること。

(3) 先端技術等の活用

ア 情報管理システムの合理化・高度化

県警察において個別に整備されているシステムについて、全国的な相互連携や仕様の統一等、情報管理システムの合理化・高度化を推進し、警察全体の業務の合理化・効率化を図るとともに、行政手続や事業活動等、社会全体で急速に進むデジタル化に適切に対応すること。

イ 警察活動の一層の質的向上

全国的な連携・斉一性に配慮しつつ、AIやドローンといった先端技術を活用したり、警察が保有するデータについて外部の知見を活用しつつ高度な分析を行ったりするなど、警察組織全体における先端技術等の効果的な活用を推進し、警察活動の一層の質的向上を図ること。

(4) その他

他の都道府県警察の取組状況を積極的に把握し、県警察においても効果的と認められる取組を実施するよう努めること。

2 推進体制等

(1) 推進体制

県警察における推進体制は、別に定める。

(2) その他

1の(1)のアの柔軟な組織運営の推進における人的・財政的な資源の配分の重点化を実施するためには、1の(1)のイの効率的な業務運営の推進により人的・財政的な資源の合理化を図ることが必要であることから、これらの取組が有機的に連動したものとなるよう留意すること。